

## 第1回検討会議でのご意見等の整理

### 議題3 清掃関連施設整備基本計画策定の背景の整理

- ・清掃関連施設の再配置候補地に関する情報の整理

#### 現状の処理量について

意見	(委員)	処理量は1日5t以上という考え方に対して現状はどうなのか。
議論	(事務局)	現時点において不燃系ごみ、粗大ごみ全てを合わせると日量5t以上となる。今後の協議会での検討によるが、処理施設の組み合わせによっては都市計画決定を要する場合がある。
まとめ		—

#### 現在市有地でない土地について

意見	(委員)	現に市有地を基本とするという点について、交渉中の部分はどうか。
議論	(事務局) (会長)	購入するという前提で、市有地という理解である。 現に市有地を基本とするという点では拡大解釈ということか。
まとめ		再配置候補地の選定に関する情報を「資料4—別紙1」のとおり整理した。現に市有地であることには取得予定の土地も含める。

#### 再配置候補地の条件について

意見	(委員)	どこまでが法律で、どこまでが市の考えかというのが明確にわかるような形で資料なり説明なりを整理してもらいたい。
議論	(事務局)	次回までに整理する。
まとめ		再配置候補地の選定に関する情報を「資料4－別紙1」のとおり整理した。

#### 清掃関連施設の規模と都市計画決定に関する法律について

意見	(委員)	日量 5t 以上で都市計画決定を要するという点について、どの法律に定められているのか整理して欲しい。
議論	(事務局)	次回までに整理する。
まとめ		清掃関連施設の規模と都市計画決定に関する法律を「資料4－別紙2」のとおり整理した。

## 再配置候補地の選定に関する情報の整理

### 清掃関連施設の再配置候補地選定にあたっての「市の検討方針」

#### ①市有地であること（取得交渉中の土地を含む）

→候補地に市有地が含まれない場合、土地所有者との協議の状況に依存する形となり、事業そのものが不透明になるリスクがある。

また、市の財政状況を鑑み、最少の財政投資で安定的な処理体制の確立を図る。

#### ②活用計画の定まっている敷地を除く

→活用計画が既に定まっている敷地を候補地とするには、その活用計画の見直し等を行う必要があり、市の他の施策への影響が大きい。

活用計画が定まっている敷地のほとんどが公園用地であるが、公園を候補地とする場合は、「緑の基本計画」をはじめとした市の施策の調整のうえ、公園等を廃止する場合はその近傍に代替地を設ける必要があるが、適切な規模・形状を備えた代替地の調達も非常に困難である。

### 清掃関連施設の再配置候補地選定にあたっての「特に留意すべき事項」

下記③～⑤の項目については、候補地選定にあたっての条件等には該当しない。ただし、「市の検討方針」に基づき選定した候補地に対し、今後施設配置計画を進めていく中で、「特に留意すべき事項」となる項目である。

③用途地域は、準工業地域が望ましい

④ごみ処理施設は、処理量5トン/日以上で都市計画決定を要する

⑤現在の不燃ごみ等の処理規模及び災害廃棄物等のストックヤードの確保を踏まえ、合計 10,000 m<sup>2</sup>以上の敷地とする。

敷地面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の市有地（学校、公共施設の現有しているものを除く。）



番号	名称	面積 (m <sup>2</sup> )
①	中間処理場	5,700 (※)
②	蛇の目ミシン工場跡地 (庁舎建設予定地)	10,662
③	二枚橋焼却場跡地	5,200 (※)
④	栗山公園	15,882
⑤	浴恩館公園	14,278
⑥	上水公園	16,663
⑦	梶野公園	9,707
⑧	滄浪泉園	13,000
⑨	三楽公園	3,473

※は購入予定地を含む。

清掃関連施設の規模と都市計画決定に関する法律の整理

建築基準法  
ごみ焼却場その他政令で定める処理施設は、都市計画で敷地の位置が決定しているものでなければ、新築・増築してはならない。

建築基準法 施行令  
法第五十一条 本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。  
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第五条第一項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令  
ごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設とする。

ごみ処理施設とは  
一般廃棄物処理施設の種類で、ごみの焼却施設、高速堆肥(コンポスト)化施設、破碎施設、選別施設、圧縮施設、固形燃料化施設等。

条文  
建築基準法（昭和25年法律第201号）  
第51条（抜粋）  
都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

条文  
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）  
第130条の2の2（抜粋）  
法第五十一条 本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。  
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）  
二 （以下略）

条文  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）  
第5条第1項（抜粋）  
法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が5トン以上（中略）のごみ処理施設とする。  
補足  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年政令第137号）  
第8条第1項（抜粋）  
一般廃棄物処理施設（中略）を設置しようとする者（第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。  
第9条の3  
市町村は、（中略）、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、（中略）、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一般廃棄物処理施設の種類（東京都HP）
- (1) ごみ処理施設  
ごみの焼却施設、高速堆肥(コンポスト)化施設、破碎施設、選別施設、圧縮施設、固形燃料化施設等  
(単なるごみの中継施設や運搬車両は該当しません。)
  - (2) し尿処理施設（略）
  - (3) 一般廃棄物の最終処分場（略）

	ごみ処理施設	備考
①不燃・粗大	○	ステップ2の検討により、積み替え、手解体を検討
②プラスチック	○	
③びん	○	手破碎を想定
④ペットボトル	○	
⑤空き缶	○	
⑥古紙・布	○	積替えを想定

小金井市として、必要に応じて都市計画決定するものと考えているため、建築基準法第51条のただし書きを適用することは考えていない。